

# 流山市における受任者調整を見越した 専門職の事前関与スキーム

## プレ実施報告

# スキームプレ結果まとめ

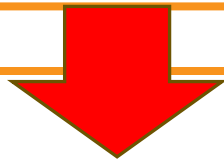
B-①ケースのように、成年後見制度の利用を想定していても、その後の状況変化により制度を利用しない支援方針に至る場合も十分あり得ることが、改めて確認できた。

B-②ケースでは、プレアドバイザーをオンラインで実施することができた。面談の調整は時間や労力がかかり、オンラインで行うことでその効率化が図られ、調整がしやすい利点が多い。アドバイザーの方法については、基本面談、難しい場合はオンライン、特段事情がある場合に電話での対応が望ましいと考える。

B-②ケースのプレアドバイザーでは、市長申立てにおける成年後見人の候補者の職種選定まで言及された。アドバイザーにより「受任者調整」が機能したことも重要な点である。

A-①

統合失調症を患う60歳代の女性。夫が亡くなり、持ち家で独居となったが、精神的に不安定な状況が続き、夫の死後2ヵ月で措置入院となった。本人は在宅復帰を望んでいるが、自宅の環境が劣悪。また、本人の債務が複数あることに加え夫の借金を放棄できておらず、複合的な課題が積層している。いくつか不動産を所有しているらしいが把握が困難。年金収入により生活保護の対象にならないが、生活困窮状態にある。



## 経緯

資産状況の把握と債務整理が必要と思えるが、本人は支援者の働きかけに拒否的。状況改善の糸口が掴めず、早急に弁護士に繋ぐことが望ましいと判断。

## アドバイザーを試行

スキームのプレ実施が決まる前であったが、権利擁護支援アドバイザーを活用し、支援の方向性や手段について助言をいただくことになった。

## 権利擁護支援アドバイザー：長浜弁護士（R7.7.1）

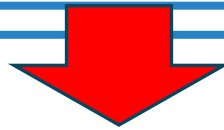
- ・不動産を含む資産、そして債務の把握が必要で、債務を解消できなければ自宅が競売にかけられるおそれがある。弁護士への債務相談にいかにして繋ぐかが重要。病院から勧めてもらう、出張相談を活用するなどが考えられる。
- ・成年後見制度の利用は現状の判断能力では難しい。
- ・入院中に関係機関の連携体制を整えて、在宅での支援に備える。

## 支援経過・進捗

令和7年10月末に退院し独居生活を再開。家は重度のごみ屋敷で物があふれ不衛生。エアコンが使用不能。話の真偽や生活実態が確認困難だが、多額の多重債務により家に住めなくなる危険あり。働きかけを続けた結果、法テラスを利用した弁護士相談に繋がる。本人が現住居の売却を望まない中で出来る事を模索した。結果安全確保のため施設入居と生活保護利用に本人が同意し、具体的な支援を検討中。

## B-①

80歳代の父と母、40歳代の長男の3人世帯。父と母が別の病院に入院し、それぞれ認知症が進行している。キーパーソンであった長男が運転中に脳梗塞を発症。単独事故を起こし意識不明の状態での病院に搬送され、一家全員が別の病院に入院することになった。その後長男は意識をとり戻したが判断能力の低下が見られ、各種支払いや転院の手続きが行えない状態となってしまった。



### 経緯

母が入院する病院からの相談。母は在宅復帰困難な状態だが、キーパーソン不在と支払いの担保ができないことで転院交渉が難航し、入院期限が迫っている。転院候補の病院から成年後見制度の利用を前提とし、現時点から連絡相談可能な後見人候補を求められたため、候補人としての事前関与を相談できる専門職への繋ぎが必要と考えた。

## スキームB案を試行

行政書士を含めた情報収集チームによる事前関与を開始。

## 専門職の関与：関谷行政書士

- ・長男との信頼関係構築。母の成年後見制度の申立てに向けた親族情報の確認。長男の許可を得て、居宅の郵便物回収。経済的状況の把握。自宅登記情報、事故の状況と保険関係の情報を収集。母の転院を可能とする調整業務。

## 権利擁護支援アドバイザー：長浜弁護士（R7.9.16）

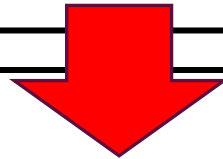
- ・母に対して迅速な成年後見制度の利用が求められる。親族の意向を待たずに迅速に市長申立てを行うことが適当。情報収集は必須ではないと考える。

## 支援経過・進捗

長男の劇的な回復に伴い、支援形態を「成年後見の検討」から「行政書士との委任契約」へと切り替え、在宅移行を支援した。夫の独居期間は介護サービスで乗り切り、現在は長男とともに在宅生活へ移行した。長男の運転可否による通院手段や、後遺症による収入減に課題があり、母が入院先で急逝するなど想定外の状況変化があったが、長男が自力で死後事務を行った。長男の能力回復が確認できたため、本ケースは情報収集チームによる支援からモニタリングへと移行。

## B-②

70歳代の母と、50歳代の長男、次男の3人世帯。母は令和6年に特別養護老人ホームに入居したが、当初キーパーソンとされていた次男が音信不通。自宅にいると思いき長男は精神疾患を患っており連絡が通じず。施設利用料の滞納が100万円を超え、今後も負債が膨らむ可能性が高い。長男は生活困窮で市役所に助けを求めているが、生活保護の申請を拒否。支援者からの連絡に応答がなくなり、安否が不安視される状況もあった。



### 経緯

高齢の母と精神障がいをもつ長男、分野を超え両者の支援を考える必要があった。母には年金収入があるが、本人のために使われない状況は権利侵害にあたる可能性も考慮。複数の専門職の視点で情報収集、情報整理が望ましいと考えた。

## スキームB案を試行

司法書士と社会福祉士を含めた情報収集チームによる事前関与を開始。

## 専門職の関与：古澤社会福祉士・小出司法書士（R7.9.9）（R7.9.25）

- ・ 情報収集チームは、母の入居している特別養護老人ホームで管理者を含む施設職員と面談。母の現状や、施設側の意向、施設側が知り得る長男と次男の情報などを収集、状況の整理が行われた。
- ・ 長男に関わる障がい福祉の支援者と打合せを行った。長男に対する支援の状況や、課題などの情報を収集。

## 権利擁護支援アドバイザー：長浜弁護士（R7.10.27）オンライン

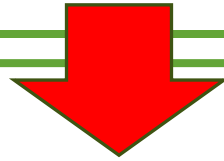
- ・ 市長申立てを早急に行うべきで、長男への照会は不要。審判前保全処分も行う。候補者は弁護士が望ましい。※ 事前関与した古澤氏・小出氏も参加

## 支援経過・進捗

アドバイザーの結果に基づき、候補者の職種を弁護士とし市長申立ての手続きが進行中。後見人等選任後、母を支援する高齢分野と長男を支援する障害分野の支援者が連携してチーム支援が行えるよう情報共有を続けている。

## B-③

夫婦二人の世帯。妻は数年前に頭部外傷で入院し、現在も意思疎通が困難。多額の多重債務があり、妻の入院費（数百万円滞納）を含む様々な支払いが行えず、自宅に住めなくなる危険性もある。夫は認知症と思しき重度の記憶障害があり、性格的な問題も相まってやりとりが困難。地域包括支援センターが働きかけを行っていたが、信頼関係を構築することができない。長男と次男がいるが、関わり拒否しており連絡がつかない。



### 経緯

夫婦それぞれに対して支援が必要なケースであり、妻は成年後見制度の市長申立ての方向性であるが、特に支援拒否の強い夫に対して専門職の事前関与を念頭に関わりが必要と思われた。

## スキームB案を試行

法人後見・市民後見人として長期を見据えた事前関与を開始。

## 専門職の関与：東葛市民後見人の会（R7.11.11）

- ・情報収集チームは、長期的・定期的・市民目線の関わりを想定。自宅を訪問して夫と玄関先で話し、可能な限り理解と協力が得られるよう働きかけた。

## 権利擁護支援アドバイザー：後藤弁護士（R8.1.19）

- ・妻の成年後見制度活用が課題解決の糸口になる。後見人が選任後は法的な代理人として扶養義務者である夫に対し、妻の入院費用や生活費の支払いを請求することが可能になる。
- ・夫については、判断能力の有無を引き続き慎重に見極める。本人の意思を尊重しつつも、自宅競売など起こりうる事態に備える。

## 支援経過・進捗

「権利擁護支援アドバイザー」での助言をもとに、情報整理を行いチームとしての行動指針を共有する予定。